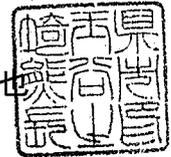


熊谷市公告第102号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月11日

熊谷市長 小林 哲也



1 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

熊谷市役所 産業振興部 農業政策課

熊谷市弥藤吾2450番地

2 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和7年4月11日以後常時備え置いてあります。